

重要事項説明書

(介護予防)訪問リハビリテーション用

令和7年3月10日現在

医療法人洗和会
井上内科小児科医院

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば遠慮なく質問をしてください。

1 指定（介護予防）訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 洗和会 井上内科小児科医院
代表者氏名	井上 裕史
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山県岡山市東区東平島 921-1 (電話 086-297-9333・ファックス番号 086-297-9393)
法人設立年月日	平成 18 年 3 月 15 日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人 洗和会 井上内科小児科医院
介護保険指定 事業所番号	3310115039
事業所所在地	岡山県岡山市東区東平島 921-1
連絡先 相談担当者名	電話 086-297-9333・ファックス番号 086-297-9333 訪問リハビリ・相談担当者氏名 井上 裕史
事業所の通常の 事業の実施地域	岡山市・赤磐市・瀬戸内市・備前市・和気町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的 と 運営の方針	<p>介護保険法の趣旨に基づき、要支援・要介護状態にある利用者に対しその利用者が居宅において有する能力に応じ、自立した生活を営むことが出来るよう生活機能の維持又は向上をめざし、適正な（介護予防）訪問リハビリテーションを提供することを目的とします。</p> <p>（介護予防）訪問リハビリテーションを提供するにあたっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう妥当適切に行うように致します。</p> <p>また（介護予防）訪問リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者・その他保健医療サービス、福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>
---------------------	---

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間と営業場所

営業場所：井上内科小児科医院

営業日	月曜日～水曜日・金曜日土曜日
休日	定休日木曜日、国民の祝日及び8月13日～15日、12月29日～1月3日
営業時間	9：00～18：30、9：00～18：00（土曜日）

事業所の職員体制

管理者	井上 裕史
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者（又は管理者代行）	1 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
専任医師	1 利用者に対する医学的な管理指導等を行います。 2 それぞれの利用者について、(介護予防)訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。	常勤1名
理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）	1 医師及び理学療法士、作業療法士その他の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 2 利用者へ訪問リハビリテーション計画を交付します。 3 訪問リハビリテーション計画に基づき、指定(介護予防)訪問リハビリテーションのサービスを提供します。 4 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの実施状況の把握及び訪問リハビリテーション計画の変更を行います。	非常勤1名 〔理学療法士1名〕

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

要支援・要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

《要介護》

基本部分	単位数	利用者負担額	算定回数等
訪問リハビリテーション費	308 単位	313 円 (626 円) <940 円>	サービス提供日数 (1 週に 6 回を限度)

	加 算	単位数	利用者負担額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	180 単位	183 円 (366 円) <549 円>	1 月に 1 回算定
	訪問リハビリテーション計画について事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合	270 単位	275 円 (549 円) <824 円>	
	口 腔 連 携 強 化 加 算	50 単位	51 円 (102 円) <153 円>	1 月に 1 回を限度
	短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位	203 円 (407 円) <610 円>	短期集中個別リハビリテーションを実施した日数
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240 単位	244 円 (488 円) < 732 円>	1 日につき 退院(所)日又は訪問開始日から 3 月以内の期間に 1 週間に 2 日を限度
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▼50 単位	▼51 円 (▼102 円) <▼153 円>	1 回につき

《要支援》

基本部分	単位数	利用者負担額	算定回数等
介護予防訪問リハビリテーション費	298 単位	303 円 (606 円) <909 円>	サービス提供日数 (1 週に 6 回を限度)

	加 算	単位数	利用者負担額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	口腔連携強化加算	50 単位	51 円 (102 円) <153 円>	1 月に 1 回を限度
	短期集中リハビリテーション実施加算	200 単位	203 円 (407 円) <610 円>	短期集中個別リハビリテーションを実施した日数
	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	▼50 単位	▼51 円 (▼102 円) <▼153 円>	1 回につき
	利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合	▼30 単位	▼31 円 (▼61 円) < ▼92 円>	1 回につき

※ 令和 6 年度の介護報酬改定から算出した金額です。

※ ()内は 2 割負担の金額

※ <>内は 3 割負担の金額

※ 地域区別の単価(7 級地 10.17 円)を含んでいます。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

(1) 訪問リハビリテーション従業者の禁止行為

訪問リハビリテーション従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為(ただし、医師が行う場合を除くほか、看護職員、理学療法士等が行う診療の補助行為を除く。)
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお渡し（郵送）します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、翌請月の翌月の 10 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(イ)現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」（又は介護予防サービス計画）に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問リハビリテーション計画」を作成します。なお、作成した「訪問リハビリテーション計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問リハビリテーション計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問リハビリテーション計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問リハビリテーション従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	井上 裕史
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

9 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者には病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定（介護予防）訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン	日本興亜株式会社
保険名	賠償責任保険	（特約保険付き）

11 心身の状況の把握

指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

12 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問リハビリテーション計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

13 サービス提供等の記録

- ① 指定(介護予防)訪問リハビリテーションの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- ① 指定(介護予防)訪問リハビリテーション従業者は、清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

担当者が不在の場合は、基本的事項について、リハビリ、介護スタッフでも対応が出来るようにすると共に、必ず担当者に引継ぎ改善、是正措置を配慮いたします。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 医療法人洗和会 井上内科小児科医院 井上 裕史	所在地 岡山市東区東平島921-1 電話番号 086-297-9333 ファックス番号 086-297-9393 受付時間 9:00~18:30 9:00~18:00 (土) (定休日木曜日 日祝は除く)
【市町村(保険者)の窓口】 岡山市保健福祉局事業者指導課 岡山市保健福祉局介護保険課	電話番号086-212-1012 電話番号086-803-1240

【公的団体の窓口】

岡山市国民健康保険団体連合会

電話番号086-223-8811